

# 大規模小売店舗立地法に関する都の意見通知について

平成 15 年 9 月 30 日  
産 業 労 働 局

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ファッションセンターしまむら青梅新町店」の新設に係わる案件について、本日、届出者に対して、大店立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

## 1 店舗概要

店舗の名称	ファッションセンターしまむら青梅新町店
所在地	青梅市新町九丁目 4 番 4
設置者	有限会社大增企業
店舗面積	1,334 平方メートル
営業時間	午前 10 時から午後 8 時

## 2 経緯

- (1)平成 15 年 1 月 31 日 新設の届出
- (2)平成 15 年 9 月 11 日 大規模小売店舗立地審議会から答申
- (3)平成 15 年 9 月 30 日 都の意見を設置者に通知

## 3 意見の概要

### (1)必要駐車場台数について

駐車場の必要台数について、大店立地法指針に基づく台数の 52 台でなく、特別な事情による既存類似店舗の駐車場台数を基準として算出した 46 台としているが、既存類似店舗との類似性についての合理的な説明がない。このため、必要駐車台数についての合理的な説明を行い適切な駐車台数を確保すること。

### (2)店舗への案内経路設定等について

駐車場出入口を交差点近傍に設置し、右左折での入出庫の計画となっており、円滑な交通及び安全性についての配慮がされていないので、必要な対策を講じること。

### (3)騒音の予測について

荷さばきを、午後 8 時から翌日午前 1 時までの間に予定しており、夜間の騒音レベルが環境基準、規制基準を超過している。このため、遮音壁の設置や終了時間の繰上げなど、具体的な騒音低減措置を講じること。

## 4 今後の手続き

届出者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

**〔参考〕**

「大店立地法に基づく意見」とは、大型店の周辺地域の生活環境の保持の見地から、交通渋滞、騒音等に関する事項について、都が大型店の設置者に対して述べる意見です。

問い合わせ先

産業労働局商工部地域産業振興課

電話 03 - 5320 - 4840